

自然法とは何か

－トマス・アクィナスの自然法論に関する一考察－

佐々木 亘

What is a Natural Law?

－ An Explanation of Thomas Aquinas's Natural Law Theory －

Wataru Sasaki

人間を至福である究極目的へと、共通の幸福である共同善へと導くところのものが自然法である。「自然法の規定」は、追求すべきものとして善へと向かい、避けるべきものとして悪から遠ざかる場所の「自然本性的な傾き」に即して成立している。トマスの自然法論は、一方では神学的な神認識へと、他方では共同体における共同善の実現へと、我々を導いており、そこに自然法の現実的な可能性が存している。すなわち、永遠法の分有から発し、永遠法へと帰還する。それは、人間にとって広大な道程ではあるが、その旅を支える拠りどころとなるものが自然法である。トマスにおける自然法論の可能性は、人間存在そのものの可能性であり、そこにおいて、トマスの現代的な意味が問われるのである。

Key Words: [永遠法] [人間] [自然界] [宇宙] [自然法論の可能性]

(Received September 24, 2009)

序

筆者は、トマス・アクィナスという深遠な知の森の中で、「人間とは何か」を問いかけ続けてきた。その過程で、トマスの「人間論」と「共同体論」に関しては、博士論文という仕方でまとめ、出版することができた。そして、その問いの延長として、「幸福論」を次にまとめようと考えている。

しかるに、この試みを実現するために避けて通れないものが、「自然法論」である。じっさい、人間において、至福である究極目的へと、共通の幸福である共同善へと導くところのものが自然法である。もちろん、直接的には「正義」という徳がこれを可能にするとしても、正義のいわば前提に位置するものが自然法に他ならない。

自然法に関しては、これまでもいろいろな角度から考察してきたが、今回は「トマス・アクィナスにおける自然法論研究」の出発点として、自然法論を巡る様々な問題を整理するという仕方で、トマスの自然法論を探っていきたい⁽¹⁾。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

I. 永遠法と自然法

まず、自然法とはそもそも何を意味しているのでしょうか。トマスは、「法の多様性」について扱っている『神学大全』二—一部第九—問題の、第二項主文で、次のように言っている。

すべてのものは、「永遠法 (lex aeterna)」の「刻印」に基づいて固有なはたらきと目的への傾きを有する限り、何らかの仕方で永遠法を分有していることは明らかである。しかるに、他のものの中で理性的被造物は、摂理に「与る者」となり、自己自身と他のものを配慮する限り、何らかのより卓越的な仕方で神の摂理に服属している。それゆえ、理性的被造物自身においては、それによってしかるべき「はたらき」と「目的」への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている。そして、理性的被造物における永遠法のかかる分有が、「自然法 (lex naturalis)」と言われる⁽²⁾。

神以外の存在は、創造主である神によって無から創造された「被造物」であり、その創造に際して、万物の統宰理念である永遠法に基づいて、何らかの刻印を受けている。すなわち、いかなる被造物も、「固有なはたらきと目的への傾きを有する限り、何らかの仕方で永遠法を分有している」わけである。「刻印」なり「傾き」が何を意味するかは、後に検討するとして、この個所の理解のためには、「似姿 (imago)」と「痕跡 (vestigium)」の区別が重要であろう。トマスは、『神学大全』第一部第四五問題第七項で、「被造物のうちに必然的な仕方で三位一体 (Trinitas) の痕跡が見出されるか」を論じており、その主文で次のように言っている。

「結果」はすべて、何らかの仕方でその「原因」を表現しているが、しかし、それは様々な仕方による。すなわち、ある結果は、煙が火を表現するように、原因の「形相」ではなく、その「原因性 (causalitas)」のみを表現している。そして、このような表現は「痕跡の表現 (repraesentatio vestigii)」と言われる。じっさい、痕跡は、何か通り過ぎたものの運動を証示するが、しかし、それがいかなるものかを証示するものではない。これに対して、ある結果は、生まれた火が生む火を表現し、メルクリウスの彫像がメルクリウスを表現するように、原因を、その形相の類似性に関する限りにおいて表現している。そして、これが「似姿の表現 (repraesentatio imaginis)」である⁽³⁾。

すべてのものは神によって創造された「結果」であり、その結果を通じて「原因」が何らかの仕方で表現されることになる。しかるに、被造物における範型である神への類似性には、「痕跡」と「似姿」の二つに大別される。痕跡とは、理性を欠いたものにおける類似性であり、人間は神の似姿であると言っても、その身体は痕跡に過ぎない。そして、痕跡は原因の原因性のみを表現するだけで、原因の形相に関しては何ら表現していない。しかしながら、この点に限っても、実に多くのことを知る事が可能である。

「すべてのものは、永遠法の刻印に基づいて固有なはたらきと目的への傾きを有する限り、何らかの仕方で永遠法を分有している」。それは、いわば原因の分有であり、すべてのものは

少なくとも痕跡という仕方で、範型である原因を表現している。その意味で、我々は永遠法によって刻印され、原因である神を表現している世界に生きていることになる。自然法に関する議論は、この事実から出発しなければならないであろう。

Ⅱ. 宇宙と自然法

我々は様々な自然物を通じて、創造主である神を何らかの仕方で認識することができる。自然法はたしかに我々にとって自らののはたらきを導くある種の根源である。トマスは『神学大全』第二―一部第九四問題第二項主文で、次のように言っている。

善は目的という性格を、これに対して悪はその反対の性格を持つがゆえに、それへと人間が自然本性的な傾きを持つところのものをすべて、理性は、自然本性的な仕方で、善なるものとして、そして、その結果、行動によって追求すべきものとして捉え、また、それらとは反対のものを、悪であり避けるべきものとして捉える。それゆえ、自然本性的な傾きの秩序に即して、自然法の規定に関する秩序は存している⁽⁴⁾。

人間のうちには「悪を避け、善へと向かう」ところの「自然本性的な傾き」が存しており、実践理性は、その規則である自然法に基づいて、かかる傾きに適ったものを「善なるもの」として捉え、それを追求するように命じ、その傾きに反するものを「悪なるもの」として捉え、それを避けるように命じるのである。したがって、「自然法の規定」は、追求すべきものとして善へと向かい、避けるべきものとして悪から遠ざかるころの「自然本性的な傾き」に即して成立している。

ただし、この場合の規定は、「理性的被造物自身においては、それによってしかるべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有」されていることが前提になっている。永遠法の次元で考えるならば、宇宙全体も「永遠法の刻印に基づいて固有なはたらきと目的への傾きを有」しているのであるから、いわゆる「自然法則」を、人間における自然法とは全く別個のものとして考える必要はないであろう。我々人間にとって、永遠法の観点から宇宙を捉えるには大きな困難を伴うとしても、「それによってしかるべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている」以上、ここに自然科学の神学的な前提が認められよう。

現代において、「自然科学」と「神学」の間には接点を見出すことは、非常に困難であるように思われる。しかし、この点に関して問題意識を有している研究者も少なくないであろう。特に現代の物理学や生物学には、これから神学的な発想が求められてくるようにも考えられる。これは、トマスの自然法論を現代に活かすためには避けて通れない重要な課題である。同時にまた、トマスが有する現代的な可能性をそこに見ることもできよう。

じっさい、もしトマスが現代に生きていたならば、「自然科学」と「哲学」、そして「神学」をどのように調和させていたのであろうか。たしかに、中世に比べると、自然科学の進歩は驚異的であるが、その進歩の方向性が人間に幸福をもたらすものとは限らない。同様なことは、

社会科学についても言えよう。新自由主義経済学がこの世界に何をもたらしたのかは、今回の経済危機である程度明らかであろう。自然法論の研究を通じて、より総合的な立場から学問のあり方が問われなければならない。これが、微力な筆者に与えられた課題であるように感じられる。

Ⅲ. 自然界と自然法

さて、先の主文では、「自然本性的な傾きの秩序に即して、自然法の規定に関する秩序は存している」と言っているが、その規定とは具体的にはどのようなことを意味しているのだろうか。トマスはさらに、同じ主文で、それに基づいて自然法の規定が秩序づけられるところの、人間に内在している「自然本性的傾き」を、三つの段階に分けている。

第一の傾きは、「そこにおいてすべての実体と共通するところの自然本性に即する」もので、「この傾きに即して、自然法には、それを通じて人間の生命が保全され、また、それに反するものが妨げられるということが属する」。第二には、「そこにおいて他の諸動物と共通しているところの自然本性に即した、何かより特別なものへの傾き」であり、これに関しては、「子の教育」のような、「自然がすべての動物に教えたところのものが自然法に属する」。そして、第三は、人間にとって固有である「理性の本性に即した善への傾き」であり、「神に関して真理を認識すること」や「社会のうちに生きること」などへの、自然本性的な傾きに関係するところのものが自然法に属する⁵⁾。

たしかに、「理性的被造物は、摂理に与る者となり、自己自身と他のものを配慮する限り、何らかのより卓越的な仕方て神の摂理に服属して」おり、「理性的被造物自身においては、それによってしかるべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている」。しかし、いかに理性のはたらきを強調するにしても、人間はある種の「実体」であり、「動物」である。

したがって、自然法は、「実体」としての人間を、「動物」としての人間を、そして「理性的な存在」である人間を、それぞれ個別的な仕方て、「それへと人間が自然本性的な傾きを持つところのものをすべて、理性は、自然本性的な仕方て、善なるものとして、そして、その結果、行動によって追求すべきものとして捉え、また、それらとは反対のものを、悪であり避けるべきものとして捉える」ように指導する法に他ならない。

ここでも、これからの自然法論研究を進めるに当たってきわめて重要な指針が認められる。まず、「そこにおいてすべての実体と共通するところの自然本性に即する」ところの傾きに基づいて自然法は捉えられなければならない。筆者は、この点に、東洋的な自然観との調和的な可能性が見出されるのではないかと期待している。具体的に提示するためには多くの研究が必要であろう。しかし、少なくとも日本人である筆者がトマスの自然法論を研究する根本的な意義は、これからの研究生活の中で問われなければならない。

同様に、「そこにおいて他の諸動物と共通しているところの自然本性に即した、何かより特別なものへの傾き」に基づくところの、「子の教育」のような、「自然がすべての動物に教えたところのものが自然法に属する」という場合の自然法に関しても、特に共同体のあり方という

観点から現代的な視点で論じられなければならないであろう。人間は共同体的な動物である。共同体を離れて生活することは不可能に近いにもかかわらず、この事実を意識していないとしか思えないような事例には枚挙に暇もないであろう。この点も、自然法論研究において緊迫した課題である。

IV. 人間と自然法

人間に内在している自然本性的傾きの最終的ないし最高の段階が、人間にとって固有である「理性の本性に即した善への傾き」であり、「神に関して真理を認識すること」や「社会のうちに生きること」などへの、自然本性的な傾きに関係するところのものが自然法に属している。ここから、自然法論は人間の幸福へと直結することになる。トマスは、『神学大全』第二一部第九四問題の第三項で、「すべての徳のはたらきは自然法に属するか」を問題にしており、その主文で、次のように言っている。

有徳なるはたらきに関して、我々は二通りの仕方で語ることができる。一つは、「有徳である限りにおいて」であり、もう一つは、「かかるはたらきが固有な種において考えられる限りにおいて」である。したがって、もし我々が、「有徳である限りにおける徳のはたらき」について語るならば、その場合、すべての有徳なるはたらきは自然の法に属している。じっさい、自然の法には、人間がそれへと自らの本性に即して傾かされることのすべてが属すると言われた。しかるに、各々のものは、火が加熱へと係わるように、自らの「形相 (forma)」に即して、自らに適合した活動へと自然本性的な仕方で傾かされる。したがって、「理性的魂 (anima rationalis)」が人間の固有な形相であるから、いかなる人間にも、「理性に即して」行為することへの自然本性的傾きが内在している。そして、このことは、「徳に即して」行為することである。それゆえ、このことにしたがって、すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方で行為するようにと自然本性的に命ずるわけである。これに対して、もし我々が、有徳なはたらきそれ自体に関して、すなわち、固有な種において考えられるものとして語るならば、この場合、すべての徳のはたらきは自然の法に属してはいない。なぜなら、徳に即して為すところの多くのものは、それへと自然本性が第一に傾かせるのではなく、理性の「探求 (inquisitio)」を通じて、人間はそれらをあたかも善く生きるために有益なものとして見つけ出すからである⁽⁶⁾。

人間は自らのはたらきの主であり、個別的な仕方で至福である究極目的へと運動している。しかるに、その運動は、似姿の表現という観点から見れば、範型である神を認識し、愛するというはたらきに他ならない。人間はかかる認識と愛を通じて究極目的へと到達することができる。しかるに、人間の意志は習慣を必要としており、善い習慣である徳によって、そのはたらきを完成へと導くことができる。

この限りにおいて、人間の幸福は徳によって可能になる。そして、かかる「徳による完成」に自然法が係わっている。「したがって、理性的魂が人間の固有な形相であるから、いかなる

人間にも、理性に即して行為することへの自然本性的傾きが内在している」。さらに、「このことは、徳に即して行為することである」から、「すべての徳のはたらきは自然法に属しており、いかなる者にも、その固有な理性が、有徳な仕方で行為するようにと自然本性的に命ずるわけである」。

結び トマスにおける自然法論の可能性

かくして、「有徳である限りにおいて」捉えられるところの自然法を通じて、人間は徳による完成へと向かうことができる。そして、この運動は二つの側面から捉えることができる。それは、「神に関して真理を認識すること」、そして「社会のうちに生きること」という「理性の本性に即した善への傾き」に基づく運動である。

トマスの自然法論は、一方では神学的な神認識へと、他方では共同体における共同善の実現へと、我々を導いており、そこに自然法の現実的な可能性が成立している。さらに、重要な点は、かかる二つの方向性は、最終的には一つに集約されるということである。永遠法の分有から発し、永遠法へと帰還する。それは、人間にとって広大な道程ではあるが、それを支える拠りどころとなるものが自然法である。トマスにおける自然法論の可能性は、人間存在そのものの可能性であり、そこで、トマスの現代的な意味が問われるのである。

略号

- S.T.* Thomas Aquinas, *Summa Theologiae* (『神学大全』), ed. Paulinae, Torino, 1988.
佐々木2005 佐々木亘『トマス・アクィナスの人間論－個としての人間の超越性－』, 知泉書館.
佐々木2008 佐々木亘『共同体と共同善－トマス・アクィナスの共同体論研究－』, 知泉書館.

註

- (1) 筆者は、永合位行神戸大学教授を研究代表者とする共同研究の研究分担者として、科学研究費補助金（基盤研究（C）21530181：平成21年度～24年度）の交付を受け、「多元的秩序構想における経済学統合化の試み－中間組織の経済倫理学に向けて－」という研究課題に取り組む一方、研究代表者として受けている科研費（基盤研究（C）19520037：平成19年度～22年度）の研究課題である「幸福の普遍性と共同善の超越性－トマス・アクィナスにおける人間論の展開－」に即して、自然法について研究している。今回の拙稿は、これら二つの研究課題のもとに、トマスにおける人間論から幸福論への展開を探ってきたい。
- (2) *S.T.* I-II, q.91, a.2, c. manifestum est quod omnia participant aliquo modo legem aeternam, in quantum scilicet ex impressione eius habent inclinationes in proprios actus et fines. Inter cetera autem, rationalis creatura excellentiori quodam modo divinae providentiae

subiacet, inquantum et ipsa fit providentiae particeps, sibi ipsi et aliis providens. Unde et in ipsa participatur ratio aeterna, per quam habet naturalem inclinationem ad debitum actum et finem. Et talis participatio legis aeternae in rationali creatura lex naturalis dicitur. なお、この個所に関しては、佐々木2005, pp.143-145; 佐々木2008, pp.96-99参照。

- (3) *S.T.* I, q.45, a.7, c. omnis effectus aliquantiter repraesentat suam causam, sed diversimode. Nam aliquis effectus repraesentat solam causalitatem causae, non autem formam eius, sicut fumus repraesentat ignem: et talis repraesentatio dicitur esse repraesentatio vestigii; vestigium enim demonstrat motum alicuius transeuntis, sed non qualis sit. Aliquis autem effectus repraesentat causam quantum ad similitudinem formae eius, sicut ignis generatus ignem generantem, et statua Mercurii Mercurium: et haec est repraesentatio imaginis. なお、この個所に関しては、佐々木2005, pp.42-44参照。
- (4) *S.T.* I-II, q.94, a.2, c. Quia vero bonum habet rationem finis, malum autem rationem contrarii, inde est quod omnia illa ad quae homo habet naturalem inclinationem, ratio naturaliter apprehendit ut bona, et per consequens ut opere prosequenda, et contraria eorum ut mala et vitanda. Secundum igitur ordinem inclinationum naturalium, est ordo praeceptorum legis naturae. なお、この個所に関しては、佐々木2008, pp.105-106参照。
- (5) *S.T.* I-II, q.94, a.2, c. Inest enim primo inclinatio homini ad bonum secundum naturam in qua communicat cum omnibus substantiis: prout scilicet quaelibet substantia appetit conservationem sui esse secundum suam naturam. Et secundum hanc inclinationem, pertinent ad legem naturalem ea per quae vita hominis conservatur, et contrarium impeditur. – Secundo inest homini inclinatio ad aliqua magis specialia, secundum naturam in qua communicat cum ceteris animalibus. Et secundum hoc, dicuntur ea esse de lege naturali quae natura omnia animalia docuit, ut est coniunctio maris et feminae, et educatio liberorum, et similia. – Tertio modo inest homini inclinatio ad bonum secundum naturam rationis, quae est sibi propria: sicut homo habet naturalem inclinationem ad hoc quod veritatem cognoscat de Deo, et ad hoc quod in societate vivat. Et secundum hoc, ad legem naturalem pertinent ea quae ad huiusmodi inclinationem spectant. なお、この個所に関しては、佐々木2008, pp.106-107参照。
- (6) *S.T.* I-II, q.94, a.3, c. de actibus virtuosus dupliciter loqui possumus: uno modo, inquantum sunt virtuosus; alio modo, inquantum sunt tales actus in propriis speciebus considerati. Si igitur loquamur de actibus virtutum inquantum sunt virtuosus, sic omnes actus virtuosus pertinent ad legem naturae. Dictum est enim (q.94, a.2) quod ad legem naturae pertinet omne illud ad quod homo inclinatur secundum suam naturam. Inclinatur autem unumquodque naturaliter ad operationem sibi convenientem secundum suam formam: sicut ignis ad calefaciendum. Unde cum anima rationalis sit propria forma hominis, naturalis inclinatio inest cuilibet homini ad hoc quod agat secundum rationem. Et hoc est agere secundum virtutem. Unde secundum hoc, omnes actus virtutum sunt de lege

naturali: dictat enim hoc naturaliter unicuique propria ratio, ut virtuose agat. – Sed si loquamur de actibus virtuosis secundum seipsos, prout scilicet in propriis speciebus considerantur, sic non omnes actus virtuosi sunt de lege naturae. Multa enim secundum virtutem fiunt, ad quae natura non primo inclinatur; sed per rationis inquisitionem ea homines adinvenerunt, quasi utilia ad bene vivendum. なお、この個所に関しては、佐々木2008, pp.107–109参照。

本稿は、平成21年度科学研究費補助金（基盤研究（C））による、研究成果の一部である。